

「公民館の活用促進事業」業務委託 提案競技実施要領

この要領は、公民館の活用促進事業業務委託の契約相手方を選定するための提案競技について、必要な事項を定める。

1 提案競技の概要

- (1) 委託件名 「公民館の活用促進事業」業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務概要 「公民館の活用促進事業業務委託 仕様書(案)」のとおり
- (4) 提案内容 「企画提案書作成要領」のとおり
- (5) 選考方法 提案競技参加者による提案内容を踏まえ、選考委員会による審査を経て選考を行う。

2 業務目的

「公民館の活用促進事業」は、各館が行っている魅力的な取組みを横展開することによる公民館の利用促進や、公民館の場を活用した行政サービスのモデル事業の実施により、利用者のすそ野拡大を図り、住民と地域がつながるきっかけを増やすことにより、地域の担い手の発掘・育成や地域活動の活性化につなげることを目的とする。

3 提案限度額

3,954,000 円（消費税および地方消費税相当額を含む。）

※見積書が上限額を超える場合は、失格とする。

4 スケジュール

募集開始	令和7年5月19日(月)
質問書締切	令和7年5月28日(水) 13時
質問への回答	令和7年6月2日(月)
参加申込締切	令和7年6月5日(木) 17時
企画提案書締切(辞退届締切)	令和7年6月9日(月) 17時
プレゼンテーション	令和7年6月16日(月)
最優秀提案者決定・公表(予定)	令和7年6月17日(火)
契約締結(予定)	令和7年6月下旬

5 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければ、この提案競技に参加することができないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間が

ある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (8) 複数の事業者で構成する共同企業体（以下「JV」という。）として参加する場合は、すべての構成員が上記（1）～（7）のすべてを満たし、本提案競技への単独または他の提案事業者との共同提案を行っていないこと。

※ なお、最優秀提案者に選考された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約しないことがある。

6 説明会

提案競技についての説明会は開催しない。

福岡市公民館の特徴等については、下記のホームページを参照すること。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/kominkanshien/life/fukukashinokouminkan.html>

7 質疑

提案競技に参加するにあたり質問がある場合は、次のとおり電子メールで送付すること。また、質問書を提出した旨を速やかに電話連絡すること。

- (1) 提出先アドレス kominkanshien.CAB@city.fukuoka.lg.jp
- (2) 連絡先 092-711-4654（福岡市市民局コミュニティ推進部公民館支援課）
- (3) 様式 様式第1号のとおり
- (4) 提出期限 令和7年5月28日（水） 13時

質問に対する回答は令和7年6月2日（月）に福岡市ホームページに掲載する。

8 参加申込

(1) 提出書類

以下の書類のうち、②から⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること（②～⑤については、契約締結日までに提出することも可とする）。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②から⑨の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書（様式第2号）

② 登記事項証明書（法人の場合）

注）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注1）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2）法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑥ 委任状（様式第2-2号）

注1）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第2-2号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書（様式第2-3号）

注1）様式第2-3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿（様式第2-4号）

注1）様式第2-4号に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協同組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、様式第2-5号を基に作成のうえ提出すること。

⑩ 共同提案者構成表(様式第2-6号)

J Vで申し込むなど、複数の者で共同提案を行う場合のみ様式第2-6号を提出すること。この場合、代表提案者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」と「共同事業体協定書」を作成すること(書式は自由)。

なお、共同提案者は、上記②~⑨の書類を準備し、代表提案者が書類をとりまとめて提出すること。

(2) 提出期限

令和7年6月5日(木) 17時まで

(3) 提出先

〒810-8621

福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所7階

福岡市市民局コミュニティ推進部公民館支援課 (担当: 吉野・簗田)

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く午前9時30分から午後5時の間に提出すること。郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように送付すること。

9 提出資料等

(1) 企画提案書

別紙1「企画提案書作成要領」に参照し作成すること。

(2) 見積書(消費税相当額を含む)(様式第3号)

① 履行期間内に実施する提案内容の一切の金額を含んだ額を記載し、経費の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

提案金額が提案限度額を超える場合は失格とする。

② 見積書について、正本のみ提案事業者名(企業名・団体名)を記載し、副本には記載しないこと。

(3) 同種または類似業務の実績表(様式第4号)

(4) 提出部数

○「企画提案書」、「見積書(様式第3号)」及び「同種または類似業務の実績表(様式第4号)」は、正本1部、副本7部

○それら以外の書類は各1部

(5) 提出期限

令和7年6月9日(月) 17時まで

(6) 提出先

〒810-8621

福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所7階

福岡市市民局コミュニティ推進部公民館支援課（担当：吉野・簗田）

（7）提出方法

持参もしくは郵送で提出すること。

持参の場合は、土日祝日を除く午前9時半から午後5時の間に持参すること。郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう送付すること。

10 選考に関する事項

（1）提案説明

提案書の提出があった者を対象に、プレゼンテーション及び質疑を個別に実施する。なお、詳細な時間や場所等については参加者に別途連絡する。

- ① 日 時 令和7年6月16日（月）
- ② 場 所 福岡市役所本庁会議室（予定）
- ③ 入室人数 3人以内
- ④ 時 間 約25分（説明15分、質疑10分程度）
説明時間を過ぎた場合は、途中でであっても打ち切る。
- ⑤ 内 容 提案説明のあと選考委員及び事務局からの質問に対して口頭で回答すること。当日の追加資料等の配付及び使用は認めない。
- ⑥ そ の 他 プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。
スクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルは市が用意する。パソコンは提案者で用意し、プロジェクターとはHDMIケーブルで接続するようにすること。

（2）選考方法

「公民館の活用促進事業業務委託選考委員会」において、提案書、見積書及び提案説明の内容を踏まえて、別紙2「提案競技評価項目及び配点」に示す評価項目及び配点に基づき採点し、最も得点（以下「評価得点」という。）の高かった者を最優秀提案者とする。

ただし、選考委員会の平均評価得点が基準点（満点の6割・60点）に満たない場合は、最高得点者であっても最優秀提案者とならない。また基準点を満たす最高得点者が複数の場合は、委員会で協議の上、最優秀提案者を決定する。

なお、参加事業者が1者であった場合において、選考委員会の平均評価得点が基準点以上であれば最優秀提案者とすることができるものとする。

（3）選考結果の通知

選考結果は令和7年6月17日（火）（予定）に電子メール等で担当者に通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。なお、選考結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

11 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、審査委員等に対する不正な行為が認められた場合、または、事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする。

12 契約

最優秀提案者を契約相手方候補者として、最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

なお、契約締結に至らなかった場合は、最優秀提案者の次に評価得点が高かった者を契約相手方候補者として同様に手続きを進める。

13 注意事項

- (1) 参加申込後に提案競技の参加を辞退する場合は、令和7年6月9日(月)17時までに参加辞退届(様式第5号)を提出すること。
- (2) 提案に係る諸費用はすべて提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は提案競技の事務に必要な範囲で複製することがある。

14 問い合わせ先

〒810-8621

福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所7階

福岡市市民局コミュニティ推進部公民館支援課 (担当: 吉野・簗田)

電話: 092-711-4654 FAX: 092-733-5595

メール: kominkanshien.CAB@city.fukuoka.lg.jp